

那覇市小規模保育事業 認可・確認等の手引書

－ 平成27年度版 －



※ナハノホイク キャラクター「はのほ」ちゃん

2015年（平成27年）第2版
那覇市こどもみらい部
こども政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎3階50番窓口
電話番号：098-861-2110（こども政策課直通）
FAX 番号：098-862-9669
メールアドレス：KM-SEI001@neo.city.naha.okinawa.jp

※ナハノホイクは、市内の認可・認可外保育施設、幼稚園等の施設情報を提供するサイトです。
<http://www.nahanohoiku-nahacity.com/>



ナハノホイク

検索

目 次

1	はじめに.....	1
2	小規模保育事業の概要について.....	3
3	実施事業者に関する基準について.....	3
4	施設基準について.....	4
5	施設の構造と非常災害に対する措置について.....	5
6	職員の配置関連等について.....	9
7	小規模保育の運営について.....	10
8	その他留意事項について.....	13

1 はじめに

この手引書は、平成27年度から開始される子ども・子育て支援新制度における「小規模保育事業」に関する認可・確認の手続き等について要約したものです。

※同手引き中において「子ども・子育て支援法」を法と、「那覇市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例」を基準条例と、「那覇市家庭的保育事業等の設置認可等要綱」を要綱とする。

◎小学校就学前子ども（0～5歳）とその保護者が利用できる施設・事業等

施設・事業等の種類と特徴			0～2歳	3～5歳
施設型給付費の対象。施設型給付費を受けない私立幼稚園もあり。	教育・保育施設	認定こども園 (学校法人・社会福祉法人等が設立可)	【1号・2号・3号認定】 0～5歳	
		幼稚園 (学校法人等が設立可)	満3歳から だれでも利用可⇒	【1号認定】 3～5歳
		保育所	【2号・3号認定】 0～5歳	
【新設】 地域型保育給付費の対象。 設置主体制限なし	地域型保育事業	家庭的保育事業	【3号認定】 0～2歳	原則3歳以降は「連携施設」(教育・保育施設)へ 転園・転所
		小規模保育事業		
		居宅訪問型保育事業		
		事業所内保育事業		

※上記のほか、家庭保育の子ども・保護者は、一時預かり事業や子育て支援センター等が利用可能です。また、認可外保育施設を利用する子ども・保護者もいらっしゃいます。

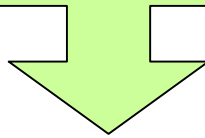
◎認可・確認手続きの流れ

国、都道府県、市町村以外の者が小規模保育事業を行おうとするときは、市町村長の「認可」を受ける必要があります。（児童福祉法第34条の15第2項）

また、保育の提供に要した費用に対する地域型保育給付費の支給にあたり、小規模保育事業を行う事業者は市町村長の「確認」を受ける必要があります。（法第29条第1項、第43条第1項）

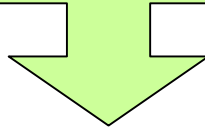
①那覇市こども政策課へ相談 ※事前の電話予約が必要です。

- ・事業者は、市担当窓口となる「こども政策課」にて相談します。
- ・事業者は、必要とされる条件を踏まえ、事業化の可能性を検討。



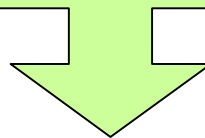
②那覇市こども政策課と事前協議（那覇市家庭的保育事業等の設置認可等要綱3条）

- ・事業者は、認可申請に必要な申請書及び必要書類等を作成又は用意します。
- ・事業者は、市担当課又は消防・保健所等関係部署と現場状況の確認・助言を受けます。



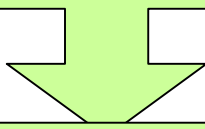
③施設整備（新設又は既存施設の修繕等）

- ・事業者は、事前協議を受け、施設整備・改修が必要であれば対応します。
- ・事業者は、施設の整備又は改修を受け、市の検査確認を受けます。



④那覇市長への認可・確認の申請書等を提出

- ・事業者は、申請書及び必要書類を市に提出。
- ・市は、事業者より提出された申請書及び必要書類が要件を満たす場合、受理します。



⑤那覇市こども政策審議会からの意見聴取

- ・市は、事業者からの認可申請に関して、審議会から意見を伺います。



事業の認可及び確認

2 小規模保育事業の概要について

小規模保育事業とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定された事業で、保育を必要とする乳幼児であって原則満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業のことをいいます。

小規模保育事業は職員の資格要件その他により、利用定員が6人以上19人以下で保育従事者の要件が保育士（保育士として登録している者をいう。以下同じ。）のA型、利用定員はA型と同じ6人以上19人以下で保育従事者のうち2分の1以上が保育士であることが要件のB型、また6人以上10人以下（厚生労働省令第61号において法の施行の日から5年間は15人以下。）で、保育従事者の要件が家庭的保育者のC型の3種類があります。

（主な業務内容）

- （1） 保育の実施、給食の提供、利用乳幼児の安全確保等の徹底
- （2） 乳児室、ほふく室、保育室等の設置、管理
- （3） 保育料等の徴収
- （4） 保育従事者の雇用、配置、育成
- （5） 連携施設（認可保育所、幼稚園、認定こども園）の確保及び連携
- （6） 運営状況等の報告及び立入り調査等の受検

3 実施事業者に関する基準について

（事業実施者：児童福祉法第34条の15第3項第1～4号）

小規模保育事業の実施事業者（以下「小規模保育事業者」という。）は次のすべての要件を満たすものであること。

ただし、実施事業者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては（4）の要件を満たせば足りるものとする。

- （1） 当該小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- （2） 当該小規模保育事業者（設置者が法人である場合は、当該法人の経営担当役員。）が社会的信望を有すること。
- （3） 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- （4） 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。
- （5） 小規模保育事業者及び小規模保育事業所の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならず、また当該事業の運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

4 施設基準について

(1) 保育室等設備の基準について（基準条例第30条、35条 ※様式1（18）（19）関連）

- ア 那覇市内に設置すること。
- イ 検査済証が交付されている建物で事業を行うこと。
- ウ 事業を実施するスペースの延床面積が100 m²を超える場合、当該部分を保育の用途に変更すること〔建築基準法上の確認申請（用途変更）を行うこと〕。
- エ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合、耐震診断を実施し安全と判定されたもの、又は耐震補強実施済のもの）
- オ 乳幼児の保育を行う専用の部屋として、0歳児、1歳児のための乳児室又はほふく室、2歳児以上のための保育室又は遊戯室を設けること。また、便所及び調理設備を設けること。なお、基準条例第18条に基づき食事を外部搬入又は委託する場合においても、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

設備の面積等要件一覧表

	A型	B型	C型
設備	0,1歳児：乳児室又はほふく室 2歳児以上：保育室又は遊戯室 調理設備、便所 （乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合の基準は、「4施設の構造と非常災害に対する措置について（5）」を参照）		
面積	乳児室／ほふく室 1人3.3 m ² 以上 保育室／遊戯室 1人1.98 m ² 以上		乳児室／ほふく室 1人3.3 m ² 以上 保育室／遊戯室 1人3.3 m ² 以上

カ 乳児（概ね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

キ 保育室等は原則として1階に設けること。

ク 便所には手洗い設備を設けるとともに、保育室及び調理設備（室）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

ケ 小規模保育事業に係る構造設備は、採光、照明、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられていること。

(2) その他の基準等について

(屋外遊戯場：基準条例第30条、35条 ※申請 様式1(19) 関連)

同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭を設けること、またこの庭の面積は満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、施設付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等の場所があること。

また、耐火建築物において、屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日 厚生省令第63号）によるほか、便所、水飲場等を設ける等「児童福祉法最低基準の一部改正について（平成14年12月25日 雇児発第1225008号）」を考慮すること。

(所有者や管理人の使用許可)

集合住宅等で保育事業を実施する場合、所有者や管理人等に、その旨の了承を得ていること。

5 施設の構造と非常災害に対する措置について（基準条例第9条、30条※様式1(23) 関連）

- (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。（開設する地域を所轄する消防署等に相談し、その指導に従って設備を配置すること）
- (2) (1) について、消火器等が設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- (3) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
- (4) 定期的に、(3) の指針及び関係機関への連絡体制を当該小規模保育事業所の職員並びに当該小規模保育事業に在籍している子ども及びその家族に周知すること。
- (5) 保育室等は原則として、1階とすること。ただし、保育室等を1階に設けられない場合は、避難に有効な設備を有する建物であることとし、保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各項目に掲げる要件に該当するものであること。

各階の常用及び避難用ごとに規定する施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

保育室がある階		2 階	3 階	4 階以上
ア 建物構造		耐火建築物（※1） 準耐火建築物（※2）	耐火建築物（※1） 準耐火建築物（※2）	耐火建築物（※1） 準耐火建築物（※2）
イ 階段	常 用	屋内階段 屋外階段	屋内階段(※3) 屋外階段	屋内階段(※3) 屋外階段(※4)
	避 難 用	屋内階段（※3） 待避上有効なバルコニー 準耐火構造の屋外傾斜路又は これに準ずるもの(※5) 屋外階段	屋内階段(※3) 耐火構造の屋外傾斜 路又はこれに準ずる もの(※6) 屋外階段	屋内階段(※7) 耐火構造の屋外傾 斜路(※6) 屋外階段(※4)

※1 耐火建築物とは建築基準法第2 条第9 号の2 に規定するものである。

※2 準耐火建築物とは建築基準法第2 条第9 号の3 に規定するものである。

※3 建築基準法施行令第123 条第1 項各号又は第3 項各号に規定する構造であること。

※4 建築基準法施行令第123 条第2 項各号に規定する構造であること。

※5 建築基準法第2 条第7 号の2 に規定する準耐火構造であること。

※6 建築基準法第2 条第7 号に規定する耐火構造のものであること。

※7 建築基準法施行令第123 条第1 項各号又は第3 項各号に規定する構造であること

（ただし、第1 項の場合、当該階段の構造は、建築物の1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ第3 項第2 号、第3 号及び第9 号を満たすこと。）

○待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

①バルコニーの床は準耐火構造とする。

②バルコニーは十分に外気に開放されていること。

③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2 条第9 号の2 に規定する防火設備とすること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120 条及び第121 条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

⑤その階の保育室の面積の概ね1/8 以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

○傾斜路に準ずる設備とは、2 階に限っては非常用滑り台をいうものである。

○人工地盤及び立体的遊歩道が、当該事業を実施する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

※詳細は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」平成14年12月25日 雇児発第1225008号を確認すること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下になるように設けられていること。

エ 調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にはこの限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 火災報知機、消火器及び消防機関へ火災を通報する設備を設置すること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（非常時対策等：基準条例第9条 ※様式1（23）関連）

小規模保育事業者は非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。また、その訓練内容を記録すること。
- (2) 消防法第8条に規定する防火管理者を設置するよう努めること。
- (3) 事業を行う地域を所管する消防署より必要な指導を受けること。

（重要事項の規程：基準条例第20条 ※様式1（24）（25）関連）

小規模保育事業所は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業所内保育事業の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応及び再発防止：※様式1(26) 関連)

- (1) 小規模保育事業者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
 - ア 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - イ 事故が発生した場合又はその危険性がある場合において、これらの事実が小規模保育事業所の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該小規模保育事業所の職員に周知される体制を整備すること。
 - ウ 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該小規模保育事業所の職員に対して研修を行うこと。
- (2) 小規模保育事業者は、利用乳幼児に対する処遇により事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。
 - イ 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
 - ウ 当該事故が小規模保育事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、利用乳幼児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

(連携等：※様式1(22) 関連)

小規模内保育事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、安心して利用することができる体制の確保に努めること。

(賠償責任保険への加入：※様式1(27) 関連)

小規模保育事業者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、有効な賠償責任保険に加入すること。

6 職員の配置関連等について

(基準条例第31条、33条、36条、37条 ※様式1(28)(29)関連)

小規模保育事業所には、次のとおり職員を配置すること。

	A型(6~19人)	B型(6~19人)	C型(6~10(15)人)
職種	保育士※1 嘱託医、 調理員	保育士その他保育に 従事する職員※1,2、 嘱託医、調理員	家庭的保育者※3、嘱託 医、調理員
保育に従事する 職員の人数※4	(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 1,2歳の幼児 おおむね6人につき1人 (1)と(2)の合計に1を加えた人数		乳幼児3人につき1人 (家庭的保育補助者※5 とともに保育する場合 は5人につき2人)

※1 1人に限り、保健師又は看護師を保育士とみなすことができる。

※2 このうち半数以上は保育士とする。その他保育に従事する職員は、市長等が行う研修を修了した者とし、法施行日から5年間(平成31年度まで)については家庭的保育者又は家庭的保育補助者をその他保育に従事する職員とみなす。(基準条例付則第4条)

※3 児童福祉法第6条の3第9項第1号並びに厚生労働省令第61号に規定する家庭的保育者。

※4 家庭的保育補助者は、市長等が行う研修を修了した者で、家庭的保育者を補助する者。

(1) 職員について

保育従事者は、市長等が行う研修を修了した者であって、乳幼児の保育に専念できる者で、以下の項目のいずれにも該当しない者。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 以下の理由で保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(ア) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

(イ) 保育士の信用を傷つけるような行為を行った、又は、保育士であったときや保育士を辞めた後に正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らした者。

また、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者は小規模保育事

業の保育従事者に認められない。

他の職員においても小規模保育事業の運営に適格な者を配置すること。

(2) 小規模保育事業所には、嘱託医を置かなければならない。直接契約等により委嘱する場合、小規模保育事業者と嘱託医との間で、契約書等を交わすこと。

(3) 調理員を小規模保育事業所に配置しなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、又は搬入施設(※)から食事を搬入する場合にあっては、調理員を配置しないことができる。

※ 連携施設、系列の小規模保育・事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設及び医療機関

(4) なお、児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき、3歳以上の児童を受け入れる場合の保育に従事する職員の人数は、満3歳以上4歳に満たない児童おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人とする。

7 小規模保育事業の運営について

(保育の実施日：※様式1(14)関連)

保育の実施日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除いた日とする。

(保育の内容：基準条例第27条 ※様式1(30)関連)

(1) 保育の内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141条)に準じ、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画(保育計画)と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画(一日の保育内容)を作成するよう努めるとともに、乳幼児保育の特性に留意して保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を行うこと。

(2) 利用乳幼児の保育の状況に関する記録を整備するとともに、これを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(保育時間について：基準条例第26条)

保育時間は1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。(現状の保育所は11時間開所であり、更に延長保育を実施している。)

(連携施設：基準条例第8条 ※様式第1号(12))

小規模保育事業の認可申請をする際には、事業者において、連携施設を設定しなければならない。

(1) 小規模保育事業の実施にあたっては、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育事業者による保育の提供終了後の満3歳以上の児童に対して、

必要な保育等が継続的に提供されるよう、認可保育所、幼稚園、認定こども園を連携施設として設定しなければならない。連携する内容は次のとおりとする。

ア 利用乳幼児の交流や集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業実施者に対する相談、助言など。

イ 緊急時の代替保育の提供

ウ 当該小規模保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること

(2) 小規模保育事業者は、その連携施設から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳幼児で当該小規模保育事業を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

(3) 小規模保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、市が認める場合、平成31年度まで連携施設の確保をしないことができる。(基準条例 付則第3条)

(食事の提供：基準条例第18条 ※様式1(34) 関連)

利用する乳幼児に対して、原則として、小規模保育事業所内で調理する方法により食事の提供を行わねばならない。

(1) 小規模保育事業所内で調理する方法により食事を提供する場合

ア 食事を提供については、あらかじめ作成された献立にしたがって行うこと。また、その献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。

イ 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

ウ 小規模保育事業所内での調理につき、その調理を業者に委託する方法により行うことができる。委託により調理を行うには、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の内容に従い、当該事業所内保育事業所内において受託業者が調理を行う場合に限るものとする。また、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書(契約書等)を締結すること。

(2) 外部から搬入する方法により食事を提供する場合

ア 食事を小規模保育事業所に搬入する施設等は、みずからの施設において調理を行う、以下に掲げるいずれかの施設とする。ただし、小規模保育事業者は、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

なお、食事を小規模保育事業所に搬入する施設等については、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、また、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、食事の内容、回数及び時機等に適切に応じることができる事業者とすること。

- (ア) 連携施設
- (イ) 同一事業者又は関連法人が運営する他の小規模保育事業所・事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等。
- イ 栄養士による必要な配慮を受けることができること。
- ウ 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業所内保育事業者にあり、業務上必要な注意を果たし得る体制及び業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- エ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(衛生管理等：※基準条例第16条 様式1 (35) 関連)

- (1) 小規模保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (2) 感染症、食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (3) 必要な医療品等を備えるとともに、適切に管理しなければならない。
- (4) 調理設備等の衛生管理に関し、保健所担当課へ相談すること。

(健康管理等：基準条例第19条 ※様式1 (35) 関連)

利用乳幼児と小規模保育事業所の職員の健康管理について、次のように行うこと。

- (1) 利用乳幼児に対し利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。
また、健康診断をした医師は、結果のうち必要な事項を母子健康手帳等に記載するとともに、必要に応じ保育の提供等について事業所内保育事業者に勧告しなければならない。

学校保健安全法施行規則 6条

①身長、体重及び座高 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無④視力及び聴力
⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病及び異常の有無⑩尿⑪寄生虫卵の有無⑫その他の疾病及び異常の有無

上記のほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

- (2) 日ごろから利用乳幼児の健康状態に注意すること。
- (3) 職員の健康診断は少なくとも年1回行わなければならない。特に食事の調理を行う者についてはその実施につき綿密な注意を払い、また、概ね月1回の検便を実施すること。

（保護者との連携：基準条例第28条 ※様式1（36）関連）

小規模保育事業者は保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（苦情への対応：基準条例第23条 ※様式1（37）関連）

- （1） 小規模保育事業者は利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- （2） 那覇市から指導又は助言を受けた場合、それに従って必要な改善を行うこと。

（事務所に備える帳簿：基準条例第21条 ※様式1（38）関連）

職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密の保持：基準条例第22条 ※様式1（39）関連）

小規模保育事業者及びその職員は、正当な理由がなく、乳幼児を保育するに当たって知り得た秘密（個人情報含む）を漏らしてはならない。また、小規模保育事業者は、職員であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（専門性の向上：基準条例第11条 ※様式1（40）関連）

小規模保育事業者は、職員の資質向上のための研修の実施計画を、当該事業に係る職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

（評価、改善及び運営内容の説明：基準条例第6条及び第7条 ※様式1（37）関連）

- ア 小規模保育事業者は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- イ 小規模保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めること。
- ウ 小規模保育事業者は地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めること。

7 留意事項について

ここに記した事項も含め、詳細については、法、基準条例、要綱並びに関係法令等に基づくものとする。